

法的脳死判定記録書に関する確認事項

第1版 令和7年6月作成

問1 家族の立ち合いに関する記載がなくなったが不要ということでよいか今後、家族の立ち合いの有無について集計する可能性はないか。

回答 集計していないので、不要である。

問2 瞳孔や反射の確認が判定不能だった場合、「判定不能に☑」した上で、備考欄に「〇〇のため〇〇反射の確認が行えなかった」など判定不能理由の記載が必要か。

回答 その通りである。

問3 「家族が脳死判定を拒まない・承諾する旨を表示した書面」とはなにか。

回答 脳死判定承諾書と臓器提供承諾書である。

問4 脳死判定記録書には保管に関するチェックはない。しかし、マニュアルには、「全脳波記録が提出できるようにデジタルデータを保存する（紙記録の場合は、脳波記録上に感度、時定数・フィルター条件、紙送り速度、導出法等の必要な項目を記載し、所定の時間の記録紙を保管する。設定条件を変更した場合にはその旨を記載し校正波形を記録する）。」とあるため、提供施設で保存に関する対応を講じておく、という理解でよいか。

回答 その通りである。

問5 18歳以上の場合の記録について、何らかの理由によって虐待否定に関する対応を行ったのであれば、「☑なし」とするののか。それとも、18歳以上は一律「☑18歳以上で該当しない」となるののか。※18歳以上であれば、「☑なし」と「☑18歳以上で該当しない」の両方にチェックをするののか。

回答 18歳以上の場合は、「☑18歳以上で該当しない」のみチェックでよい。

問6 薬剤等の影響の『備考欄』には何を書くべきか。影響がないことの根拠を書くべきか、書かなくてもよいか。

回答 影響がないと判断した場合は、記載不要である。

問7 「テスト終了判断検査結果」と「テスト終了時刻」の違い、具体的にどのタイミングのことか教えてください。

回答 「テスト開始直前検査結果」ならびに「テスト終了判断検査結果」の時刻は、それぞれのPaCO₂の値を確認した時刻である。また、「テスト終了時刻」とは、1回目、2回目それぞれについて法的脳死判定が終了した時の時刻を記載する。

なお、無呼吸テスト中は視診・聴診・触診などにより、自発呼吸がないことを継続的に観察し、PaCO₂ ≧60 mmHg になった時点でも自発呼吸が認められないことを確認する。

PaCO₂ ≧60 mmHg になった採血時刻においても自発呼吸が認められないことが確認されていれば、PaCO₂ の値を確認した時点で人工呼吸を再開していることは差し支えない。

問 8 無呼吸とは言えない場合の記載方法を教えてください。

回答 脳死判定記録書への記入は不要であり、カルテに診察結果について詳細を記載する。

問 9 第 2 回目の法的脳死判定において、無呼吸テスト終了後に家族を病室へ案内し、死亡宣告をした時間を終了時刻とするところがあるが、今後はどのように対応（記載）すべきか。

回答 家族立ち合いのもと、法的脳死判定医が無呼吸であったことの診断を下し、脳死判定を終了・死亡宣告した時刻を「テスト終了時刻」として記載する。

問 10 開始前の体温条件をクリアすることが必須であることは理解できる。体温が規定未満の場合はどうすれば良いか。規定以上になるのを待って法的脳死判定終了とするのか。

回答 従前どおりで構わない。

問 11 開始前の血圧条件をクリアすることが必須であることは理解できる。血圧が規定未満の場合はどうすれば良いか。規定以上になるのを待って法的脳死判定終了とするのか。

回答 従前どおりで構わない

問 12 判定医のサインが電子署名でも可能というのは、具体的にどういったものを想定されていますか。容易に電子署名を準備し、署名することが可能なのか。

回答 電子署名については電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に定める要件を満たすことが求められる。また、法的脳死判定は診療行為であることから、法的脳死判定記録については、電子カルテのセキュリティ基準について示している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿うシステムを利用していきたい。

問 13 収縮期血圧のみの記載カ所と収縮期・拡張期血圧両方を記載する箇所が混在している。統一するか、記載するにあたり分かりやすく表記してほしい。（無呼吸テスト時のみ収縮期/拡張期記載、その他は収縮期のみ記載）

回答 収縮期血圧を記載してあれば良い。拡張期血圧を記載することは妨げない。